

意見書等

(条例)

議員提出議案第33号

青森市議会議員定数条例の一部を改正する条例(否決)

青森市議会議員定数条例(平成十七年青森市条例第三百二十六号)の一部を次のように改正する。
本則中「四十一人」を「三十八人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙の告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に青森市議会議員の職にある者に係る青森市議会の議員の定数については、その任期が終わるまでの間、なお従前の例による。

~~~~~

提案理由

青森市議会の議員の定数を改正するため、提案するものである。

議員提出議案第34号

青森市費用弁償条例の一部を改正する条例（可決）

青森市費用弁償条例（平成十七年青森市条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第四条中「又は」を「若しくは」に改め、「委員会」の下に「又は青森市議会会議規則（平成十七年青森市議会規則第一号）第六十一条第一項の規定により設けられた協議又は調整を行つたための場（以下「議会の会議等」という。）」を加え、「及び同条第三十六号に掲げる職員が当該部会に出席したときは、日当五千円をそれぞれ」を「は、一日につき、別表第一に掲げる距離の区分に応じ、同表に定める額を」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議会の会議等への出席が庁用の自動車等を利用したものであるときは、費用弁償は支給しない。

3 第一条第三十六号に掲げる職員が当該部会に出席したときは、日当五千円を費用弁償として支給する。  
別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第四条関係）

| 居住地から議事堂までの距離         | 費用弁償の額 |
|-----------------------|--------|
| 片道十キロメートル未満           | 一、〇〇〇円 |
| 片道十キロメートル以上二十キロメートル未満 | 一、〇〇〇円 |
| 片道二十キロメートル以上          | 一、五〇〇円 |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十一月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の青森市費用弁償条例(以下「改正後の条例」という。)(第四条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に行われた議会の会議等(改正後の条例第四条第一項に規定する議会の会議等をいう。以下同じ。)(の出席に係る費用弁償の支給について適用し、同日前に行われた議会の会議等の出席に係る費用弁償の支給については、なお従前の例による。

~~~~~

提案理由

議員の費用弁償を改定するため、提案するものである。